

清須市各小中学校 学校運営協議会 傍聴の取り決め

- 校長は、会議の開催場所、日時についてホームページで7日前までに周知する。
- 傍聴の受付の申込時間は、会議の開催時刻の30分前から15分前までとし、傍聴の申込みの受付場所は、会議の開催場所の入口の前とする。
- 会議の傍聴人の定員は、5人以内とし、受付は先着順とする。
- 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴受付票（別記様式）に記入しなければならない。
- 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛にし、次の事項を守らなければならない。
 - （1） 議事に批判を加え、又は可否を表明しないこと。
 - （2） 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - （3） 飲酒又は喫煙をしないこと。
 - （4） みだりに席を離れないこと。
 - （5） 携帯電話等の通信機器類は、電源を切ること。
 - （6） 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人の迷惑となる行為をしないこと。
- 傍聴人は、傍聴席において、ビデオ、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
- 傍聴人は、学校運営協議会会長から指示があったときは、これに従わなければならない。

根拠：公開（清須市学校運営協議会規則第13条）

内容（「清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱 第5・6条」、
「清須市教育委員会傍聴規則第2・3・8・9・11条」）